

八筑医発第 27-424 号
平成 27 年 11 月 17 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

医療費助成事業に係る審査支払事務の委託先変更について

医療費助成事業に係る審査支払事務の委託先変更につきましては、これまでも数次にわたりお知らせしておりますが、今般、朝倉市、筑前町、東峰村及び大木町が平成 28 年 2 月診療分から、被用者保険加入者分に係る医療費助成事業の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下、「支払基金」）へ委託するため、支払基金を含む関係機関及び当該市町村に所在する医療機関等に対して周知された旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

そのため、「乳幼児（子ども）医療費助成」、「重度障害者医療費助成」及び「ひとり親家庭等医療費助成」の審査支払事務については、従来、国民健康保険分、被用者保険分ともに福岡県国民健康保険団体連合会へ請求する取扱いとされておりましたが、平成 28 年 3 月提出分から被用者保険分については、支払基金へ請求する取扱いとなります。